

東京都立晴海総合高等学校における避難所施設利用に関する協定書

東京都中央区長を「甲」とし、東京都立晴海総合高等学校長を「乙」とし、甲乙の間において、次の通り災害時における避難所としての施設利用に関する協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定書は、甲が、乙の管理する施設の一部を避難所として利用することについての必要な事項を定めることを目的とする。

(避難所の指定)

第2条 乙は、甲に対し、地域住民及び本校生徒の生命尊重を最優先に、避難所として必要な施設を提供する。

2 乙は、利用可能な施設について、事前に甲に対して通知する。

(避難所への受入れ)

第3条 甲は、避難所に地域住民及び本校生徒を受け入れる。但し、甲の判断により前述の対象者以外を受け入れる場合がある。

2 甲は、前項の対象者に対し避難所での生活に関わるすべての経費を負担する。但し、東京都教育委員会より生徒に関わる経費の負担がある場合はこの限りではない。

(避難所として利用する施設の制限)

第4条 乙は、本校の教育活動の維持及び確保のため、避難所としての施設の使用を制限する場合がある。

2 乙は、本校の施設・設備の管理運営のため、避難所としての施設の使用を制限する場合がある。

(避難所として利用できる施設の周知)

第5条 甲は、乙の管理する施設のうち避難所として利用できる施設の範囲を地域住民に周知するよう必要な処置を講ずる。

(避難所の開設)

第6条 甲は、災害発生時及びまさに災害が発生しようとする際に、当該施設を避難所として開設する必要が生じた場合、乙の指定した場所を避難所として開設することができる。

2 指定した場所以外の施設を避難所として開設する必要が生じた場合、甲は乙と協議の上、使用施設について決定する。但し、第4条については最大限尊重する。

(開設の通知)

第7条 甲は、第6条の第1項に基づき避難所を開設する際、事前に乙に対しその旨を文書または口頭で通知する。

2 甲は、緊急を要し通知するいとまがないときには、前項の規定にかかわらず、乙の承認した施設を避難所として開設できる。この場合できるだけ早い時期に、乙に対して開設した旨を通知する。

(避難所の管理運営)

第8条 避難所の管理運営は、甲の責任において行う。

2 乙は、避難所の管理運営に関して、甲に協力する。

(費用負担)

第9条 甲は、避難所の管理運営に関わる経費及び避難所の開設終了後の原状回復に関わる経費を負

担するものとする。

2 甲は、避難所使用によって生じた施設・設備の不都合が、後日発生した場合は、原状回復に関わる経費を負担するものとする。但し、因果関係が不明確なものは甲と乙で協議の上、経費の負担について決定する。

(開設期間)

第10条 避難所の開設期間は、原則として開設された日を含め7日間とする。

2 状況により期間を延長する必要がある場合は、甲は乙と協議の上その期間を延長することができる。この場合、甲は東京都教育委員会教育長に使用許可延長の申請を必要とする。

(避難所解消への努力)

第11条 甲は、乙が早期に教育活動を再開できるよう配慮するとともに、当該避難所の早期解消に努める。

(避難所の終了)

第12条 甲は、乙の管理する施設を避難所として終了する際は、乙に避難所使用終了届けを提出するとともに施設を原状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡す。

2 甲は、第9条に基づき、原状回復に関わる経費を負担する。

(協議)

第13条 本協定書に定めのない事項に疑義が生じた場合は、甲と乙で協議の上決定する。

2 決定事項については、文書をもってとり交わす。

上記協定の証として、本協定書を二通作成し甲乙記名押印の上各一通を保有する。

平成10年5月19日

甲 東京都中央区築地一丁目1番1号

東京都中央区

代表者 東京都中央区長

乙 東京都中央区晴海一丁目2番1号

東京都立晴海総合高等学校

代表者 校長

災害時応援協定書

第1条 (目的)

この協定は、社会福祉法人奉優会中央区立特別養護老人ホームマイホームはるみ（以下「マイホームはるみ」という。）、社会福祉法人トーリケアネット高齢者総合福祉施設晴海苑（以下「晴海苑」という。）及び「月島一之部東町会」「月島二之部町会」「月島三之部町会」「月島四之部東町会」「晴海町会」「晴海自治会」「ソフトタウン晴海自治会」「晴海一丁目北自治会」「晴海ガーデンコート自治会」「晴海ビュータワー自治会」「晴海アーバンプラザ自治会」の十一者（以下「町会等関係者」という。）並びに「晴海アイランドトリトンスクエア統一管理者株式会社晴海コーポレーション」（以下「晴海コーポレーション」という。）「東京都立晴海総合高等学校」「中央区立晴海中学校」「中央区立晴海保育園」の四者が協議のうえ、火災又は震災等（以下「火災等」という。）による被害がマイホームはるみ並びに晴海苑に発生した場合に、火災等発生施設以外の協定関係者（以下「応援者側」という。）が入所者の救出救護活動を支援するために必要な事項を定め、被害を最小限に防止することを目的とします。

第2条 (応援方法)

この協定は、マイホームはるみ並びに晴海苑（以下「被応援者側」という。）に火災等が発生した場合に、被応援者側の責任者の要請又は応援者側の責任者の判断により、可能な範囲で応援するものとします。
この場合における応援者の編成等については、応援者側において決定するものとします。

第3条 (指揮系統)

現場における応援者側の指揮は、すべて被応援者側責任者の指揮に従い行動するものとします。

第4条 (伝達方法)

被応援者側の責任者は、火災等が発生した場合は、別に定める要綱により伝達を行うものとします。

第5条 (資器材等の提供)

応援者側は、火災等を覚知した場合は応援に必要な資器材等を可能な範囲で提供することとします。

第6条 (活動の任務)

応援者側の活動任務は、人命の救出救護活動を主眼として、別に定める要綱に基づき活動することとします。

第7条 (経費の負担)

応援に要した経費等は、協定関係者相互の話し合いにより決定することとします。

第8条 (訓練等)

協定関係者は、第1条の目的を達成するため、相互に連絡をとり効果的な訓練を行うこととします。

第9条 (災害補償)

この協定に基づく活動又は訓練により傷病者等が発生した場合、関係法令の要件に該当するときは、その定めるところにより補償申請を行うことができるものとします。

第10条 (情報交換)

協定関係者は、火災等発生時の応援対策等を検討するため、相互の情報交換会等を適宜開催するものとします。

第 11 条 （協議）

この協定の運用について疑義及び地域の実態に変化が生じた場合は、その都度協定関係者で協議し、決定するものとします。

第 12 条 （実施細部）

この協定に基づく応援要領等については、別に定める要綱によるものとします。

第 13 条 （協定書の保管）

この協定を証するため正本 17 通を作成し、協定関係者がそれぞれ 1 通を保管することとします。

付則 この協定は、令和 2 年 3 月 16 日から効力を生ずる。

平成 20 年 12 月 1 日付けの「マイホームはるみ」と「町会関係者」の災害時応援協定書については令和 2 年 3 月 15 日をもって廃止する。

協定締結日 令和 2 年 3 月 16 日